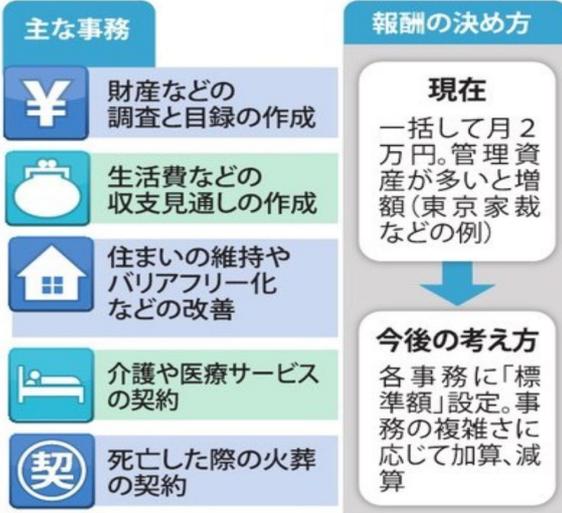


成年後見人報酬見直し

最高裁通知 業務量で算定



成年後見制度

認知症や障害で判断力が十分でない人に代わり、後見人が財産管理や契約を行う民法の制度。判断力が低い順に後見、保佐、補助があり、2018年末時点で利用者21万8142人の約8割が後見。18年に選任された後見人らの約2割が親族で、残りの大半を司法書士、弁護士、社会福祉士などの専門職が務める。

解説 成年後見人の報酬見直しは、裁判官の裁量によるものだが、報酬の算定方法が不明確で、当事者間の争いが増えている。最高裁は、報酬の算定方法を統一し、事務の複雑さに応じて加算減算を行うことを目指している。また、報酬の支払方法も、一括で支払うのではなく、月額で支払うようにする。これにより、後見人の負担を軽減し、報酬の算定も公平になることが期待されている。

最高裁は、報酬の算定方法を統一し、事務の複雑さに応じて加算減算を行うことを目指している。また、報酬の支払方法も、一括で支払うのではなく、月額で支払うようにする。これにより、後見人の負担を軽減し、報酬の算定も公平になることが期待されている。